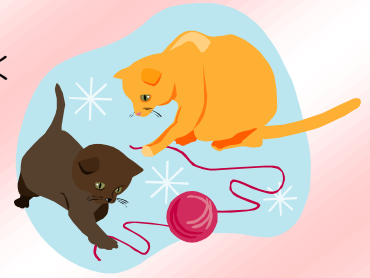


財産評価 ～取引相場のない株式②～

前回は、原則的評価方式に先だって例外的評価方式である配当還元方式について軽く見ました。今回は戻って、2つの原則的評価方法について続きを見ていきます。



(2) 原則評価方式

① 類似業種比準価額方式

類似業種比準価額方式とは、その営む業種と類似する上場会社の株価をベースに、1株当たりの配当金額・利益金額・純資産価額の3つの要素を考慮して計算する方法です。現時点で、全ての産業は121の業種に分類され、国税庁よりそれぞれの株価（月ごと）及び基準となる配当金額・利益金額・純資産価額（年ごと）が発表されています。簡単に言えば、評価時点の類似業種の株価に『うちの会社は類似業種と比べて配当が少ないなあ（汗）』や『当社は類似業種と比べて10倍も利益が出ている(^o^)』的要素を加えて評価するということです。

② 純資産価額方式

一方、株主は株式の保有を通じてその会社の純資産（資産－負債）を所有し、最終的には会社の価値は正味の財産である純資産価額に集約されるという考え方が純資産価額方式です。なお、この純資産は評価時点で会社を清算した場合の分配金額と考えるため時価（相続税評価額）で評価し、固定資産の含み益・含み損なども実現したものとして評価します。

4. 類似と純資産、どちらを使うの？

まず、会社の規模を判定します。評価する会社の業種・売上高・純資産額・従業員数に応じて大会社・中会社・小会社の3つに分け、さらに中会社は3つに分かれるため計5段階となります。ちなみにこれは会社法による分類とは全くの別物で、例えば従業員が100人以上である会社は、業種に関係なく大会社です。会社の規模が決まったら、①類似業種比準価額と②純資産価額の組み合わせで評価することになります。下の図をご覧ください。

評価対象会社		採用割合 (%)		採用割合 (%)	
大会社		類似100		純資産100	
中会社	大きめ	類似90	10	純資産100	
	普通	類似75	純資産25	純資産100	
	小さめ	類似60	純資産40	純資産100	
小会社		類似50	純資産50	純資産100	

規模 ↑ ↓

又は

会社の規模が大きくなるほど、上場株式に近い評価方法である類似業種株価の採用割合が高くなり、小さくなるほど、その会社の実態を反映する純資産価額の割合が高くなっていることがわかります。ただし、全ての区分において、純資産価額の方が小さくなる場合には、その純資産価額をもって評価額とします。その会社の純資産価額を超えて評価することはないということです。つまり、純資産価額ベースで債務超過の会社は、類似業種比準価額を計算するまでもなくその評価額は0円になります。

また、規模の大きな会社になると巨額の純資産を有している場合がありますが、一般的には純資産価額よりも類似業種比準価額の方が小さくなるため、その場合は類似業種比準価額が株価上昇に一定の抑止力を持つこととなります。



カツオ『類似業種比準方式は他人と比較されているようでどうも嫌だな。僕は純資産で評価される男になるよ』